

柏市上下水道局監督検査要領

制定 昭和62年6月1日

施行 昭和62年6月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、法令等に定めるもののほか、本市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する、工事、測量及び棚卸資産（以下「工事等」という。）に係る監督及び検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(監督員の指名)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、契約の適正な履行を確保するため、部に勤務する職員（以下「職員」という。）のうちから監督業務を行う職員（以下「監督員」という。）を指名する。

2 前項の監督員の指名は、別表に基づくものとする。また、工事担当課長は資格者名簿を基に、工事等監督員名簿を毎年度作成の上、備え置くものとする。

3 総務課長は、毎年度当初において、水道法第12条第2項に定める資格を有する職員について水道布設工事監督業務資格者名簿を作成し、契約を発注する課の課長（以下「担当課長」という。）に通知するものとし、年度途中に変更があった場合も同様とする。

4 総務課長は、毎年度当初において、下水道法第22条第1項に定める資格を有する職員について公共下水道工事監督管理者名簿を作成し、担当課長に通知するものとし、年度途中に変更があった場合も同様とする。

(検査の委託及び検査員の設置)

第3条 管理者は、上下水道局が発注する工事等の検査を公正かつ円滑に執行するため、柏市工事検査要領第2条第1項第2号の規定による専門検査職員が検査を行う工事等について、専門検査職員を配置する課等に対し、検査業務を委託する。

2 管理者は、前項の検査業務委託に要する費用について、「柏市

上下水道局発注工事の検査業務及び上下水道局職員に対する技術研修業務に関する協定書」に定める方法により算出し、負担するものとする。

- 3 管理者は、専門検査職員によって検査を行うことが困難である場合において、工事担当課以外の職員から臨時検査職員を任命し、配置するものとする。
- 4 工事担当課長は、第1項及び第3項以外の工事等の検査のため、別表に定める検査業務を行う職員を指定し配置するものとする。

(監督)

第4条 監督員は、契約書、仕様書、設計図書その他の関係書類（以下「契約書等」と言う。）に基づき、次に掲げる方法により監督を行わなければならない。

- (1) 契約の相手方（以下「契約者」という。）が作成した工事・業務着手等届けその他の関係書類の審査
- (2) 契約の履行の立会い及び工程の管理
- (3) 施行状況の確認
- (4) 材料の検査又は試験
- (5) 契約者に対する必要な指示、承諾又は協議

(検査)

第5条 検査員は、契約者が次に掲げる理由により、検査願届又は納品書を提出した場合は、契約書等に基づき、当該契約に基づく給付の内容を確認するため必要な検査を行わなければならない。

- (1) 中間検査（給付の途中で行う検査をいう。ただし、目的物の全部又は一部を引渡し前に使用する場合は、「中間（部分使用）検査」とする。）をする必要があるとき。
- (2) 出来形検査（給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を契約者に支払うときに行う検査をいう。ただし、完成検査に先立って引渡しを受けるときは「出来形（部分引渡し）検査」とし、契約解除するときは「出来形（打切り精算）検査」とする。）をする必要があるとき
- (3) 完成検査（契約者が給付を完了したときに行う検査をいう。）をする必要があるとき

- 2 工事の監督員は、建設工事請負契約書第32条の規定に基づく検査願届の受理にあたっては、契約者の立会いの上、以下の各号に掲げる要件をすべて確認しなければならない。
- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されているすべての工事が完成していること。
 - (2) 建設工事請負契約書第18条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を契約者と締結していること。
 - (5) 各関係法令に適合していること。
- 3 検査員は、次のいずれかに該当する場合は中間検査を行わなければならない。
- (1) 当初の請負金額が1億円以上の工事
 - (2) 低入札価格調査制度により低入札価格調査を実施し、契約した工事
 - (3) その他管理者が中間検査が必要であると認められる工事
- 4 前項の対象工事から除くべき相当な理由があるときは、担当課長は総務課長及び技術管理課長と協議の上、これを中間検査対象工事から除くことができる。
- 5 中間検査の実施時期は、出来形検査、完成検査の時期を考慮し、施工の各段階における重要な変化点等で行うことを原則とする。1対象工事につき1回以上を原則とする。
- 6 検査員は、検査を実施するときは、必要に応じて当該契約に係る監督員又は管理者が指定する者、若しくは当該契約に關係する者の立会いを求めることができる。
- 7 検査員は、検査により出来形、品質等が契約書、設計図書その他関係図書と相違し、又は不完全であると認めるときは、手直し工事指示書により契約者に補修又は改造を指示するとともに、管理者にその旨を通知しなければならない。
- 8 検査員は次のいずれかに該当する場合は当該検査を中止し、直ちに担当課長又は総務課長にその旨を報告しなければならない。

- (1) 契約者が検査の実施を妨害したとき
 - (2) その他検査等の実施が困難であると認めたとき
- (工事成績評定の作成)

第6条 請負契約金額が130万円以上の工事については、監督員は、工事完了の確認後速やかに、また、検査員は、完成検査完了後速やかに、それぞれ別に定める評定基準により、厳正に当該工事の評定を行い、書面をもって、その結果を管理者に提出しなければならない。

(第三者への監督又は検査の委託)

第7条 管理者は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定に基づいて、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせる場合は、その者に当該監督の内容又は検査の結果を記載した書面を提出させ、これを確認しなければならない。

(兼職の禁止)

第8条 監督員と検査員は、これを兼ねることができない。

(工事検査結果の通知)

第9条 管理者は、工事検査の結果合格したときは、工事検査通知書により請負者にその旨を通知するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、昭和62年6月1日から施行する。
(柏市水道事業の工事、製造、物件の買入及びその他の請負契約の監督、検査並びに検収に関する内規の廃止)
- 2 柏市水道事業の工事、製造、物件の買入及びその他の請負契約の監督、検査並びに検収に関する内規（昭和49年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月11日以前に発注した契約については、従前の要領による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月23日から施行する。

別表

監督員等指名・配置基準

契約の種類	対象金額	監督員	検査員
水道法に規定する水道布設工事請負契約、下水道法に規定する公共下水道工事請負契約（包括的民間委託のうちの工事を含む）及びその関連工事等管理者が認める契約	130万円超	担当のうち水道法第12条に定める資格を有する者又は下水道法第22条に定める資格を有するもので工事等監督員名簿に記載されている者	専門検査職員又は臨時検査職員
	130万円以下		工事担当課長が指定する職員
上水道及び公共下水道に係る実施設計業務（包括的民間委託のうちの実施設計を含む）	150万円以上	担当のうち水道法第12条に定める資格を有する者又は下水道法第22条に定める資格を有するもので工事等監督員名簿に記載されている者	専門検査職員又は臨時検査職員。ただし、包括的民間委託のうちの実施設計業務については、工事担当課長
	150万円未満		工事担当課長が指定する職員
棚卸資産購入契約			企業出納員